

**君津市固定資産税家屋評価システム再構築運用業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本市が現在導入している固定資産税家屋評価システム（以下、「家屋評価システム」という。）の契約期間満了に伴い、システムの更改が必要になっている。

本実施要領は、君津市固定資産税家屋評価システム再構築運用業務を委託するにあたり、システム提供事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

君津市固定資産税家屋評価システム再構築運用業務

(2) 業務内容

別紙「君津市固定資産税家屋評価システム再構築運用業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、(3)ア及びイについては、それぞれ分割して契約を締結する。

(3) 提案上限額及び履行期間

ア 家屋評価システム再構築業務委託

10,230千円（消費税および地方消費税を含む。）

契約期間 契約日の翌日から令和8年7月31日まで

イ 家屋評価システム利用料

16,766千円（消費税および地方消費税を含む。）

契約期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

(4) 履行場所

君津市役所

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 留意事項

2(3)の提案上限額は、仕様書に基づく業務に係る費用を対象としたものであり、2(3)ア及びイの区分ごとの提案価格は、各提案上限額を超えてはならない。なお、提案価格は評価の対象とするが、企画内容の規模を示すものであり、その提案価格での契約を約束するものではない。

4 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加者に必要な資格は次のとおりである。

(1) 君津市入札参加資格者名簿に登載された者

(2) 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成20年3月1日制定）及び君津市入札

- 契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年君津市告示第73号）による指名停止措置を契約候補者の選定する日までに受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は契約候補者を選定する前6か月以内に手形又は小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
- (4) 過去5年間に、市区町村において家屋評価システムを構築した実績があること。
- (5) 次の認証資格を有するものであること。
- ア JIS Q 9001（ISO9001：品質マネジメントシステム）
 - イ プライバシーマーク制度（JIS Q 15001）
 - ウ JIS Q 27001（ISO/IEC 27001：情報セキュリティマネジメントシステム）
 - エ JIS Q 27017（JIS Q 27002に基づくクラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範）
- (6) 利用するLGWAN-ASPサービスは、既に総合行政ネットワークASPアプリケーション及びコンテンツサービスに登録されており、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）がインターネット上に公開しているLGWAN-ASPサービスリストに掲載されていること。

5 本プロポーザルに関する事務担当課

君津市財政部課税課家屋係（君津市役所1階）

〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号

電話番号：0439-56-1513

E-mail：kazei@city.kimitsu.lg.jp

※本プロポーザルに関する書類の提出、質問等はすべて上記担当課で受け付ける。

6 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルに係る実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、都合により変更となる場合がある。

内 容	スケジュール
公募の開始 本実施要領等の公開	令和7年9月 1日（月）
質問書の提出期限	令和7年9月11日（木）午後5時まで
質問への回答	令和7年9月17日（水）まで
参加申込書等の提出期限	令和7年9月22日（月）必着
第1次審査（参加資格の審査及び書類審査）	令和7年9月29日（月）まで

第1次審査（参加資格の審査及び書類審査） 結果通知	令和7年10月 1日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年10月17日（金）必着
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年10月24日（金）
契約候補者の選定結果通知	令和7年10月29日（水）

7 本実施要領の公表

本実施要領は、令和7年9月1日（月）に、本市ホームページにて公表する。

本プロポーザルへの参加等に必要となる書類も同日に同ホームページにて公表するため、参加者は適宜ダウンロードして使用すること。

8 参加申請

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 会社概要調書（第3号様式）
- エ 業務実績調書（第4号様式）
- オ 配置予定技術者調書（第6号様式）
- カ 見積書（第8号様式）

契約期間に係る金額（消費税及び地方消費税を含む。）の提案価格見積書を作成し、提出すること。積算根拠が分かるよう積算内訳書を添付すること。

- キ システム要件確認書（第9号様式）
- ク 4(5)に記載の認証資格の写し

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年9月22日（月）

窓口での受付日時は、8時30分から17時15分まで（土・日・祝日は除く。）

(4) 提出方法

直接持参又は書留郵便（提出期限内必着）

(5) 提出先

上記「5 本プロポーザルに関する事務担当課」のとおり

(6) 参加辞退

参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、参加辞退届書（第7号様式）を記載し、課税課へ電子メールで提出すること。また、送信確認のため電子メール送信後、上記担当課へ電話にて連絡すること。

辞退の受理は、提出者に対し電子メールにより通知する。

9 質問及び回答

本実施要領等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり所定の質問書（第5号様式）を電子メールで提出すること。

(1) 提出期間

令和7年9月11日（木）午後5時まで

(2) 提出先

上記「5 本プロポーザルに関する事務担当課」のとおりに

(3) 回答

質問の回答については、提出があった日から4営業日を目途に電子メールで質問者に回答し、かつ、ホームページに掲載することとする。

ただし、質問内容が参加者独自の提案に関わると判断されるものについては、該当参加者のみに回答する。また、ホームページに掲載した内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うこととする。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式）

A4サイズ20ページ以内（両面可、表紙目次は含まない）とし、下記について記載すること。

1 システムの概要及び特徴
<ul style="list-style-type: none">・提案システムの概要及び本市に対する提案システムの構成、運用方式及びその特徴について具体的に記載すること。・提案システムの機能について、その概要及び特徴的な機能について記載すること。個別機能の有無については、システム要件確認書（第9号様式）による。
2 実施体制と導入スケジュール
<ul style="list-style-type: none">・本業務の遂行体制について、プロジェクト責任者や担当者等の氏名、所属、資格、実績等を記載するとともに、体制図を付して提示すること。・導入スケジュールについて、作業内容、作業量等が整理された明確なスケジュールを作成すること。また、令和8年8月1日からの運用を想定した場合の工程をバーチャートで図示すること。
3 操作研修
<ul style="list-style-type: none">・職員に対する操作研修及びシステム活用に向けた支援について記載すること。
4 運用・保守サポート
<ul style="list-style-type: none">・提案システムのすべての構成要素に係る運用・保守サポートについて、問合せ対応（ヘルプデスク等）、障害対応、機能改善（バージョンアップ）対応等を記載すること。
5 その他
<ul style="list-style-type: none">・本業務遂行にあたり、提案者が持っている知見やノウハウなどアピールすることがあれば記載すること。

- (2) 提出部数
正本1部、副本8部
電子データ(PDF形式)を保存したCD-ROM 1部
- (3) 提出期限
令和7年10月17日(金)
窓口での受付日時は、8時30分から17時15分まで(土・日・祝日は除く。)
- (4) 提出方法
直接持参又は書留郵便(提出期限内必着)
- (5) 提出先
上記「5 本プロポーザルに関する事務担当課」のとおり

11 審査の実施

- (1) 第1次審査(参加資格の審査及び書類審査)
 - ア 実施日
令和7年9月16日(火)から令和7年9月29日(月)まで
 - イ 審査方法
別紙「プロポーザル評価基準」に基づき、参加資格の審査及び参加者の評価を行い、優れた実績等を有するもの5者を審査通過とする。
 - ウ 結果通知
 - (ア) 実施日
令和7年10月1日(水)
 - (イ) 通知方法
参加者ごと個別に、電子メールにて通知する。
- (2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)
 - ア 実施日
令和7年10月24日(金)
 - イ 場所
君津市役所内(詳細は第1次審査結果とともに通知する。)
 - ウ 審査方法
 - (ア) 時間
1提案者に当たり、80分以内とし、内訳については、プレゼンテーション及びデモンストレーション60分以内、質疑応答20分程度とする。
 - (イ) 内容
提出した企画提案書の内容について説明すること。
本番環境に準じ、LGWAN回線を使用したシステム上でのデモンストレーションを行い、具体的な機能や操作性・視認性などに関して説明することとし、操作に必要なものに限る、説明用の補助資料の配布を可とする。
なお、やむを得ない場合は、スライドやビデオ上映も可とする。
 - エ 留意事項

(ア) 第2次審査に必要な機器について、ディスプレイは市が用意する。

また、企画提案書等の説明にパソコンが必要な場合は提案者が用意し、デモンストレーションに使用するパソコンは、市が用意したものを使用すること。

(イ) 提案者の参加人数は、5名以内とする。

オ 第2次審査の評価点

第2次審査は、別紙「プロポーザル評価基準」に基づき、評価する。

(3) 選定の方法

第1次審査と第2次審査の合計点数が最も高い者を契約候補者として選定し、次点提案を行った者を次点候補者に選定する。なお、評価点満点（1200点）の6割（720点）を最低基準とし、契約候補者及び次点候補者はこの最低基準点以上の得点を得なければならない。

また、本プロポーザル選定に参加した者が1者であっても、第1次審査と第2次審査の合計点数が最低基準点（720点）以上の場合には、契約候補者として選定する。

第1次審査と第2次審査の合計点数の最も高いものが同点で複数の場合は、第2次審査の合計点数が高い者を選定し、第2次審査の合計点数が同点の場合は、提案価格の低い者を選定する。この点数も同点の場合は、くじ引きにより選定する。

なお、審査における経緯及び結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

12 契約候補者の選定結果通知

(1) 実施日

令和7年10月29日（水）

(2) 通知方法

すべての提案者に対し、文書により通知する。

13 結果の公表

選定結果は、本市ホームページ上で公表する。

なお、契約候補者については社名と得点、それ以外の者は匿名とし得点のみを公表する。

14 契約締結

審査に基づき決定した契約候補者から正式な見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

契約は企画提案書及びプレゼンテーションの内容・価格等に準拠し、正式な仕様書の調整を行ったうえで締結されるものとする。

契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

15 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) プレゼンテーション審査の時間に遅れたとき。

- (3) 提案価格が、提案上限額を超過しているとき。
- (4) 各書類の提出方法及び提出期限が本実施要領の定めに適合しないとき。
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (6) 前各号に定めるほかに、提案にあたり信義に反する行為があったと認められるとき。

16 留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルの参加に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類の取り扱い

ア 提出された書類等の差替え及び追加・削除は認めない。

イ 提出された全ての書類等は、返却しない。

ウ 本企画提案の審査やその報告のために、本市がその写しを作成し、使用することができるものとする。

エ 提出された企画提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として選定された企画提案書等及び成果品の著作権については、本市に帰属するものとする。

オ 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。

(3) その他

ア 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

イ 本実施要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとする。